

補助金でサポートします

■空き家に関する補助

●市内全域を対象 空家等活用促進モデル事業補助

地域活性化につながるような滞在施設、交流、体験学習、創作活動などの施設として活用する空き家に対し、改修費用の一部を補助します。

☑ 概ね1年間使用されておらず、改修後10年間活用できる建築物

☑ 対象工事費等の3分の2 (上限250万円)

☑ 7月3日(金)までに、まちづくり推進課へ申請書類を提出

※申請前に必ず事前相談をしてください。

(相談受付期間：受付中～6月15日(月))

※書類審査・プレゼンテーション審査等あり。

●空き家バンクを利用する人へ 居住のための改修費／登録のための 清掃費等を補助

尾道市・御調地区・因島地区(6月から登録受付、8月から運営開始予定)の各空き家バンクに登録した物件の居住のために、必要な改修費用の一部を補助します。また、登録時に家財道具等の処分や清掃等に必要の費用の一部も補助します。

■空家等改修支援事業補助

☑ 対象空き家の改修工事にかかる経費の3分の2 (上限30万円)

■空き家家財道具等処分支援事業補助

☑ 対象空き家の家財道具等の処分や清掃にかかる経費の2分の1 (上限10万円)

対象区域

【町全域】 御調町、西土堂町、東土堂町、長江一・二丁目、西久保町、東久保町、三軒家町、因島各町
【車が入れない路地に面した区域】 東御所町、土堂一・二丁目、十四日元町、尾崎本町、久保一・二・三丁目

☑ 11月30日(月)までに、まちづくり推進課へ

※予算がなくなり次第終了。

■地域集会施設リフォーム事業 補助金

今年度より、土砂災害特別警戒区域内に建つ集会施設については、補助金交付の対象外となります。ご注意ください。

※対象、補助金額等詳しくは広報おのみち4月号をご覧ください。

☑ 高齢者福祉課 (☎0848-38-9137)

☑ まちづくり推進課 (☎0848-38-9347) / 瀬戸田支所しまおこし課 (☎0845-27-2210)

●瀬戸田地区を対象 空き店舗活用支援事業

店舗部分の施設改修や備品購入にかかる費用の一部を助成します。

対象地域 瀬戸田歴史的風致地区(しおまち商店街周辺)

☑ 空き店舗・空き家を活用して新たに出店開業する個人事業主・中小企業者・NPO法人で、令和3年3月31日(水)までに開業できる人

☑ 対象経費の2分の1以内(上限250万円)

※交付要件など、詳しくはお問い合わせください。

☑ 6月30日(火)までに、瀬戸田支所しまおこし課へ

●市内全域を対象 特定空家等・不良空き家除却支援事業補助

老朽化し危険な空き家の除却に必要な費用の一部を補助します。

☑ 次のいずれかに該当する空き家

■特定空家等

市が特定空家等の認定を行った建築物 ※措置が命じられているものを除く。

■不良空き家(次のすべてを満たすもの)

- ①概ね1年以上使用されていないもの
- ②過半が住宅として使用されていたもの
- ③構造の腐朽や破損などにより、著しく危険性のあるもの

☑ 対象工事費の3分の2(上限60万円)

☑ 11月30日(月)までに、まちづくり推進課へ

※予算がなくなり次第終了。

■建物等の改修・工事費補助

締 9月30日(水)

☑ 岡建築課 (☎0848-38-9245)

●木造住宅の耐震診断・改修費補助

☑ 次の全てを満たすもの

①市内にある木造の一戸建住宅か長屋住宅(木造在来軸組構法か伝統的構法のものに限る。)

②昭和56年5月31日以前に着工された住宅

③平屋建、2階建

④居住(予定)者がいるもの(完了報告までに入居していること)

⑤令和3年1月29日(金)までに完了報告できるもの
※耐震改修とシェルター設置は、耐震診断の結果、耐震性に不足があると判定された住宅が対象です。

☑ 木造住宅の耐震診断 上限2万円

木造住宅の耐震改修 上限30万円

耐震シェルター(ベッド)設置 上限12.5万円

●土砂災害対策改修工事費補助

☑ 土砂災害特別警戒区域内の指定日以前からその区域内に立地し、土砂災害に対する構造基準を満たしていない建築物で、工事の完了報告が令和3年3月12日(金)までに提出できるもの
※土砂災害の復旧工事には利用できません。

☑ 対象工事費の23%(上限75.9万円)

※土砂災害特別警戒区域については、土木課(☎0848-38-9254)へお問合せください。

●アスベストの除去等工事費補助

☑ 市内の民間建築物に吹き付けられたアスベストの除去、封じ込めや囲い込みに係る工事

☑ 対象工事費の3分の2(上限200万円)

●ブロック塀等の除却・建替工事費の補助

道路等に面する倒壊の危険性のあるブロック塀等の除却工事や建替工事に要する費用の一部を補助します。

☑ 次の全てを満たすもの

①道路等(*)に面するもので高さが0.6m以上のもの

②耐震診断の結果、安全性の確認ができないもの

③建築基準法に明らかに違反していないもの

④令和3年1月29日(金)までに完了報告できるもの

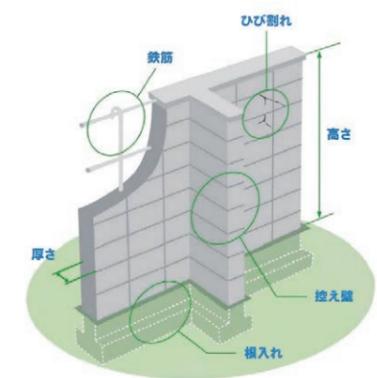
(*)道路等：広島県緊急輸送ネットワーク計画により設定される緊急輸送道路や市内の小・中学校通学路

☑ 除却工事 上限15万円

建替工事 上限30万円



熊本地震でブロック塀が崩れた様子(本市撮影)



■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。☑ 日時・期間 ☑ 場所 ☑ 対象 ☑ 内容 ☑ 定員 ☑ 料金 ☑ フォックス ☑ 持参物 ☑ 締切

くらしの窓

健康・福祉

子育て

スポーツ

芸術・文化

情報アラカルト

相談